

## 1 システムによる取引の概要

地域社会全体のデジタル化に寄与する取組みとして、東久留米市は電子請求システムを導入します。これにより、事業者様は、「請求書」を市へデジタルで送付できるようになります。

更に、取引内容によっては、「見積書」「契約書」「発注書」「納品書」をデジタルで送付できるようになります。

## 2 システムによる取引の開始時期

令和6年3月1日より順次開始します。

## 3 事業者様へのお願い

- ① 原則全ての取引において、3月1日より「電子請求システム」で請求書の発行をお願いします。
- ② 取引の内容によっては、東久留米市より見積依頼を行いますので、その後「見積書～納品書～請求書」までの電子化をお願いします。  
(完了後一括払いの取引のみ)
- ③ 取引の内容によっては、東久留米市より発注書を発行しますので、その後「納品書～請求書」までの電子化をお願いします。  
(単価契約の取引のみ)
- ④ 取引の内容によっては、契約書の電子化を選択出来ます。

## 4 事業者側の費用について

東久留米市との取引におけるシステム利用は、件数に関わらず基本的に無料となります。  
※市との取引には使用しない拡張機能等の利用は有料となる場合があります。

市とシステム上で見積書・契約書・発注書・納品書・請求書を送受信することができます。

